

4 ごみの分け方と出し方

ごみを出す前に

各家庭で不用になってしまったものがあっても、ごみに出す前にすし考えてみてください。

まだ使える家具や家電製品、洋服など、それぞれを必要としている人がいます。リサイクルショップを利用したり、フリーマーケットに参加したりしてみましょう。(リユース)

また、資源として再生利用(リサイクル)できる紙パックやトレイ、びん、飲料かんなどは販売店やスーパーマーケットなどでの回収に協力するとともに、新聞、雑誌、段ボールなどは、町会や自治会等の集団資源回収に出しましょう。

なぜ、ごみを分別する必要があるのでしょうか

びん、飲料かん、金属類、ペットボトル、繊維類、紙類、プラスチック製容器包装などは貴重な資源です。分別することで効率的な再生利用が可能になります。

資源物の分別は、資源循環型社会の実現に向けた第一歩です。焼却するごみを減らすことは、最終処分量の減少や、焼却施設から大気中に放出される温室効果ガスの二酸化炭素を減少させることになり、環境負荷を低減させることにつながります。

資源物の分別を行い、貴重な資源や地域環境を未来に引き継ぐため、市民・事業者のみなさんのご協力をお願いいたします。

ごみ袋について

家庭から排出される一般ごみについては、無色透明または白色半透明袋で出してください。資源物については、紙類を除き、透明袋で出してください。

紙類については、品目ごとにそれぞれひもでしばって出してください。

紙製容器包装や雑紙などは大きさがさまざまで、特に小さなものや、円筒形のものをしばるのは難しいです。しかし、菓子箱や手提げ紙袋など大きめのものをふたつ折りにしてその間に挟みこめば、しばることができます。

効率的な資源物の再生利用を行うために、みなさんのご協力をお願いいたします。

ごみを出すのは当日の朝8時30分まで

川口市では、資源物を適正にリサイクルできるように、**品目ごとに別々の収集車で収集**しています。

収集は朝8時30分から開始します。前日や夜間にごみをステーションに出すと、カラスなどによりごみを荒らされる原因となります。

また、朝8時30分以降にごみを出すと、積み残しや不法投棄の原因となりますので、必ず、収集日当日の朝8時30分までにしてください。

収集日の見方

年末年始を除く祝休日は曜日どおり収集します。

資源物(プラスチック製容器包装を除く)の収集日の見方は、その月の「何回目」の「何曜日」となりますので、お間違えのないようご確認ください。

(例) 2021年7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

5日は第1月曜日

8日は第2木曜日

家庭ごみの収集日が一目で確認できる「家庭ごみ収集日カレンダー」を川口市のホームページに公開しています。

また、地区別ごみ収集日カレンダーを市役所第一本庁舎、各支所、公民館、行政センター、リサイクルプラザ、中央ふれあい館、ふれあいプラザさくら、鳩ヶ谷コミュニティセンターに設置しています。ぜひ、ご活用ください。

事業系ごみはごみステーションに出せません

店舗、事業所等から出る事業系ごみには、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の2種類があります。事業系ごみは、排出事業者の責任において処理をする必要があり、ごみステーションに出すことは、市の条例で禁じられています。

事業系ごみのうち、事業系一般廃棄物は、朝日環境センターまたは戸塚環境センターに自ら搬入をするか、川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するか、2つの方法のうち、いずれかの方法で処理を行わなければなりません。

事業系一般廃棄物を処理する場合は分別のうえ、黄色半透明の袋を使用してください。ただし、再生利用を目的としてダンボール等の紙類はひもでしばってください。

事業系一般廃棄物の処理手数料は10kgにつき220円です。川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託した場合、処理手数料のほかに別途、収集運搬料金が必要となります。収集運搬料金につきましては、各許可業者に確認してください。

なお、川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者以外に一般廃棄物の収集運搬を委託することは違法です。

(問い合わせ) 資源循環課

●産業廃棄物の種類や処理方法等につきましては、産業廃棄物対策課にお問い合わせください。

家庭ごみの分け方・出し方

分別品目（排出方法）		分け方・出し方の注意	収集場所（収集回数）
一般ごみ （透明または白色半透明袋）		- 生ごみは必ず水切りをしてください。 - 剪定枝は40cm以下に切ってひもでしばってください。 - ガラス、電球、コップなどの割れ物は紙で包むなどして「われもの」と表記し、他のごみと混ざらないように袋を分けて出してください。	一般ごみステーション （週2回）
有害ごみ（透明袋） 蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計		- 他のごみと混ざらないように、袋を分けて出してください。 - 袋には「有害ごみ」と表記し、蛍光管は箱に入れるか新聞紙で包んで袋に入れて出してください。 - 電球は一般ごみです。	
粗大ごみ		- 一辺の長さが40cmを超えるものは粗大ごみになります。 - 戸塚環境センターまたは鳩ヶ谷衛生センターにご予約のうえ自己搬入するか、回収のお申し込みをお願いします。 - 詳細は次ページをご覧ください。	粗大ごみ受付専用ダイヤル TEL 048-251-1111 ※自己搬入についてはP9参照
資源物	びん（透明袋） 飲料、酒、調味料などの ガラスびん	- たばこの吸い殻などの異物を入れないでください。 - キャップをはずし、中を洗って出してください。 - ビールびん、一升びん等は購入した酒屋さんなどへ返却してください。 - プラスチックのキャップはプラスチック製容器包装、コルクは一般ごみ、アルミは金属類で出してください。	資源物ステーション （月2回） ※資源として再生利用できる紙パックやトレイ、びん、飲料かん等は販売店や、スーパーマーケットなどでの回収に協力するとともに、新聞、雑誌、段ボール等は、町会や自治会の集団資源回収に出しましょう。
	飲料かん（透明袋） 右記のマークが目印です	- たばこの吸い殻などの異物を入れないでください。 - 中を洗って出してください。 - 缶詰のかん、スプレー缶は金属類で出してください。	
	金属類（透明袋） 缶詰のかん、やかん、なべ、 粉ミルクのかん、スプレー缶など	40cmを超える大きさのものは粗大ごみで出してください。 - スプレー缶は必ず最後まで使いきってから出してください。（振っても音がしない状態） - 傘の布は一般ごみ、骨組みは金属類に出してください。 - スプレー缶などのキャップは、金属製は金属類、プラスチック製はプラスチック製容器包装へ出してください。 - 包丁などの刃物は布や新聞紙などに包んで出してください。	
	ペットボトル（透明袋） 飲料、酒、調味料などの ペットボトル 右記のマークが目印です	- たばこの吸い殻、ストローなどの異物を入れないでください。 - キャップをはずし、ラベルをはがして出してください。 - 中を洗って出してください。 - 汚れが落ちないものは一般ごみで出してください。	
	繊維類（透明袋） 衣類、毛布など	- 雨の場合はなるべく次の収集日に出してください。 - 汚れがひどい場合は一般ごみへ出してください。 - 下着などは洗って出してください。 枕、布団、ぬいぐるみ、カーペットなどは出せません。	
	紙類※ひもで直接つばる	紙製容器包装 右記のマークが目印です	
		紙パック 飲料用の紙パック	
		雑誌（古本含む）・雑紙	
		新聞紙	
		段ボール	
	プラスチック製容器包装 （透明袋） 右記のマークが目印です		一般ごみステーション （毎週水曜日）
乾電池（専用ボックス）		- 収集拠点に常設されている専用ボックスに、袋に入れずそのまま乾電池を入れてください（液もれている場合は袋に入れてください）。 - ボタン型電池、充電式電池（二次電池）は、市では回収していません。	乾電池収集拠点 （施設開館時）

（注）紙パックと段ボールの識別表示については表示が義務付けられていないため、表示されていない場合があります。

市では収集及び受け入れをしないもの

- 有害性のあるもの、著しく悪臭を発するもの
（例）ガスボンベ類、石油類、工業薬品、農薬類、火薬類、印刷用インク、現像液、バッテリー、農業用ビニールシートなど
- 自動車、自動車の部品、オートバイ（原動機付自転車を含む）、オートバイの部品、タイヤなど
- 処理施設等の管理、作業に支障をきたすおそれがあるもの（例）消火器、耐火金庫、土砂、ブロック、ピアノなど
- 増改築などにともなっている建築廃材、建具
- 産業廃棄物（法令に定められた20種類）
- 感染性医療廃棄物
- 特定家庭用機器廃棄物等
（例）テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、エアコン、電気洗濯機・衣類乾燥機
- パソコン
- 主として事業用に用いられるもの

自己搬入について

家庭系ごみの自己搬入は「事前に電話予約」が必要です。

搬入先 一般ごみ：戸塚環境センター

(搬入できるもの)

朝日環境センター

資源物：リサイクルプラザ

粗大ごみ：戸塚環境センター

鳩ヶ谷衛生センター

搬入可能時間 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く平日）

午前9時～午前11時30分

午後1時～午後4時

事前予約専用ダイヤル TEL 050-3146-8953

電話受付時間 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く平日）

午前9時～午後5時

手数料

区分	処分手数料
家庭系ごみ (特定処理廃棄物を除く)	・10kgにつき100円 (10kg 未満の場合は 10kg に切り上げ)
家庭系ごみ (特定処理廃棄物)	・有料（下記参照）
事業系ごみ	・10kgにつき220円

特定処理廃棄物

区分	処分手数料
スキー板（2枚までを1個） スノーボード・サーフボード ウィンドサーフィンボード	310円/1個
アコーディオンカーテン	930円/1個
スプリングマットレス 折りたたみ式ベッド 電動式ベッド	1,550円/1個

粗大ごみについて

粗大ごみとは、家庭の日常生活で生じる大型のごみ、「一辺が40cmを超える大きさのもの」をさします。

【具体例】

机、いす、たんす、ふとん、ベッド、掃除機、ストーブ、電子レンジ、ステレオ、自転車、ベビーカー、ゴルフバッグ等

収集・運搬などにかかる費用の一部負担として、手数料をいただいています（1個につき310円～）。

※スキー板とストック、ゴルフバッグとゴルフクラブなど、セットで1個となるものもありますので、収集申し込みの際にご確認ください。

※スキー板、スノーボード、サーフボード、ウィンドサーフィンボード、アコーディオンカーテン、スプリングマットレス、折りたたみ式ベッド、電動式ベッドは収集・運搬の手数料に加え、左下表に記載した処分手数料が必要となります。

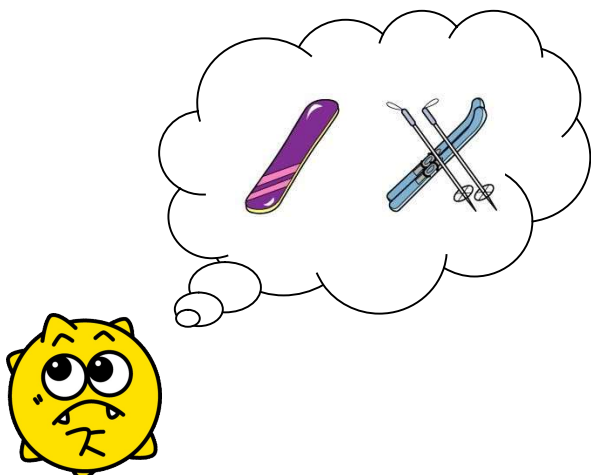
※収集した粗大ごみは、リサイクル品として市民等へ提供する場合もありますのでご了承ください。

旧鳩ヶ谷市の納付券をお持ちのかたは引き続きご使用いただけます。

納付券取扱所一覧

- ・収集業務課（青木収集事務所2階）
- ・戸塚環境センター（西棟1階）
- ・朝日環境センター（リサイクルプラザ4階）
- ・リサイクルプラザ（リサイクルプラザ3階）
- ・鳩ヶ谷衛生センター（2階事務室）
- ・会計課（市役所第一本庁舎2階）
- ・各支所、各公民館
- ・各駅前行政センター
- ・蕨駅前芝連絡室
- ・市内コンビニエンスストア（取扱所表示のある店舗）
- ・川口市商店街連合会加盟店舗（一部）

なお、家庭系粗大ごみを戸塚環境センターまたは鳩ヶ谷衛生センターに自己搬入される場合につきましては、左表のとおりです。



粗 大 ご め の 収 集 申 し 込 み 方 法

電話による申し込み



粗大ごみ受付専用ダイヤル

TEL 048-251-1111

●粗大ごみ処理手数料

1個につき310円～（1世帯1回15個まで）

受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時

申し込み際は、氏名・住所・電話番号・収集品目・個数をお伝えください。

※ 年末年始、ゴールデンウィーク等の休日前後は電話が大変混み合います。できる限り、休み明けや午前中を避けて申し込みをしてください。

※ 1世帯1回につき15個までの収集になります。引越しなどで一度に多量の粗大ごみを出す場合は戸塚環境センター、または鳩ヶ谷衛生センターに自己搬入するか、市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。

川口市が許可した業者以外に一般廃棄物の収集運搬を依頼することは違法です。

一般廃棄物収集運搬業許可業者については川口市ホームページから検索いただくか、または資源循環課（TEL 048-228-5370）にお問い合わせください。

※ 収集日は、土・日・祝日・年末年始を除き、お申込日から通常3日後となります。

【通常の例】 月曜日申し込み→木曜日収集

※祝日がない場合

なお、収集時間の指定はできませんので、ご了承ください。

※ 申し込み後、「川口市廃棄物（粗大ごみ）処理手数料納付券」をお求めください。

納付券の払い戻しはできません。必ず申し込みの後に
お求めください。

インターネットによる申し込み



川口市ホームページの粗大ごみ収集受付システムから申し込みができます。

川口市ホームページアドレス

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/>

便利なサービスの「粗大ごみ収集受付」からお申し込みください。（24時間受付）

～申し込み時の注意～

※ プロバイダー契約等をしているメールアドレスをご利用ください。

各種フリーメール（例：Yahoo メール）、携帯メール及び転送メールをご利用の場合は、正しく受信できない可能性がありますので遠慮ください。

※ 住所・氏名・Eメールアドレス等、受付に必要な情報を必ず入力してください。

※ 受付件数には上限がございます。

※ 該当する品目が一覧に記載されていない場合は電話でお申し込みください。

※ 申し込み完了後、必要な分の「川口市廃棄物（粗大ごみ）処理手数料納付券」をお求めください。

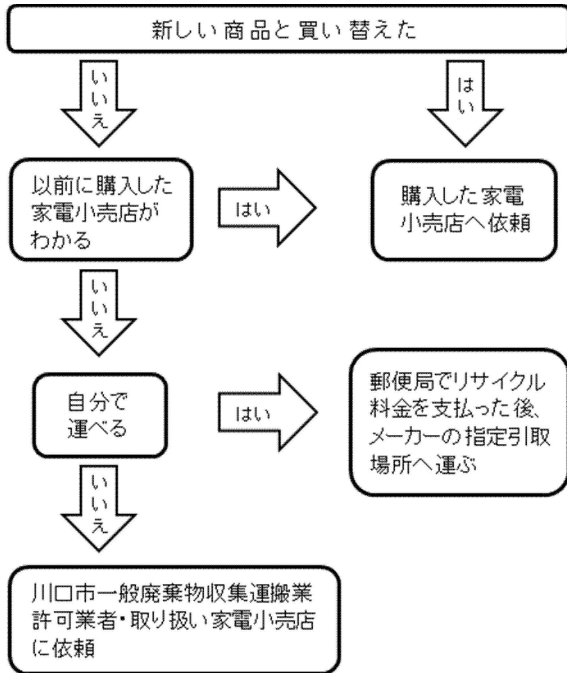
（問い合わせ） 収集業務課



市では収集できない品目について

川口市では、適正な回収・再資源化を促進するため、家電リサイクル法対象品目（テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、エアコン、電気洗濯機・衣類乾燥機）、パソコン、消火器、二輪車について収集及び施設での受け入れは行いません。
対象品目を排出する場合の一般的な流れは、以下のようになります。

家電リサイクルの流れ



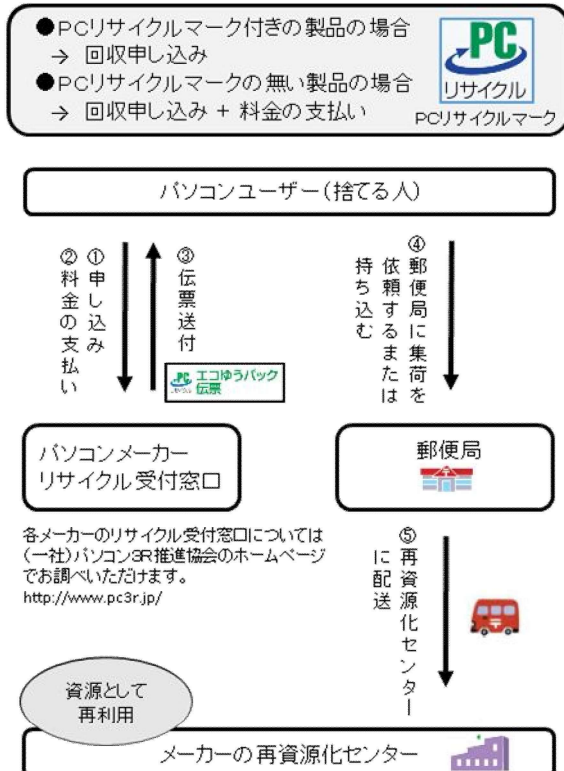
※川口市内及び近郊の指定引取場所（令和6年5月7日現在）

- ・センコー株式会社 川口指定引取場所
川口市江戸袋 2-3-41 TEL 048-283-4611
- ・森田運送株式会社 首都圏営業所
さいたま市桜区上大久保 1012 TEL 048-749-1071
- ・上昇運輸株式会社
東京都足立区南花畑 4-3-18 TEL 03-5851-8044
- ・SBS即配サポート株式会社 岩槻デポ
さいたま市岩槻区馬込 1529-1 TEL 048-748-5304
- ・東亜物流株式会社 板橋リサイクルセンター
東京都板橋区舟渡 1-17-2 TEL 03-5914-6440
- ・日通埼玉運輸株式会社 岩槻取扱所
さいたま市岩槻区上野 5-2-19 TEL 048-796-0846
- ・サンワトランスネット株式会社 草加営業所
草加市柿木町 216-2 TEL 048-950-8871

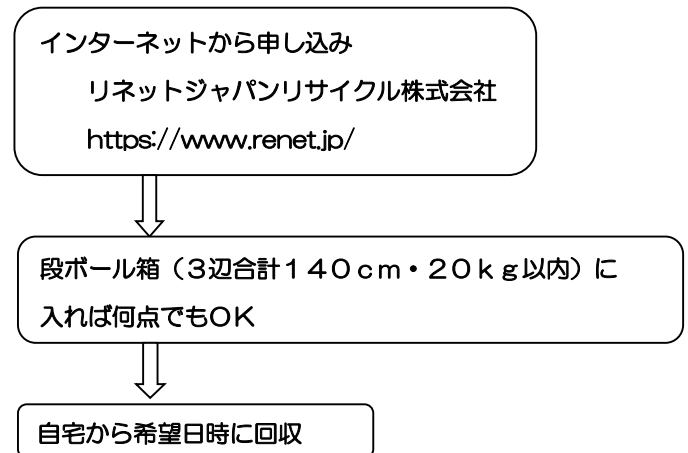
指定引取場所は、一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページでもお調べいただけます。

<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

パソコンリサイクルの流れ



宅配便によるパソコンの無料回収



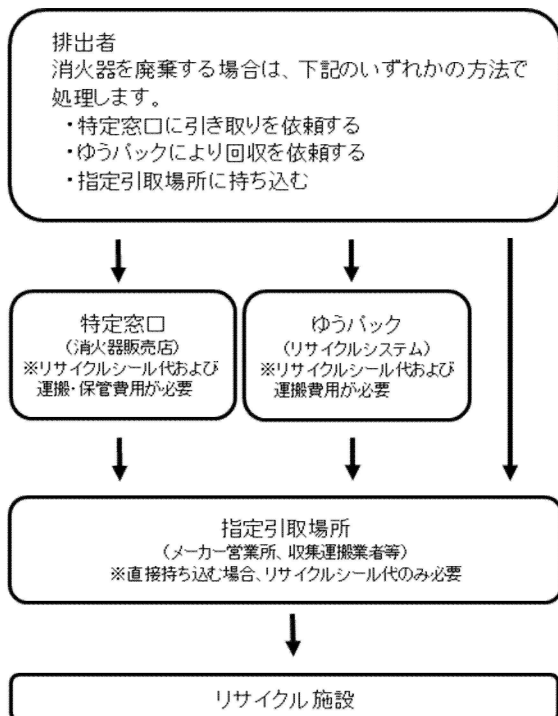
※回収金額 1箱 1,600円（税抜）

回収品にパソコン本体を含む場合は無料

対象品目 パソコンを中心に、家庭にあるほとんどの家電製品が対象

対象外品目 家電リサイクル法に基づく4品目、乾電池、石油・灯油ストーブ等

消火器リサイクルシステムの流れ



※川口市内の特定窓口は、(株)消火器リサイクル推進センターのホームページでお調べいただけます。

<https://www.ferpc.jp/>

※川口市近郊の指定引取場所（令和6年4月1日現在）

・西濃運輸株式会社 大宮支店

さいたま市西区三橋 6-813 TEL 03-5857-7586

指定引取場所は、(株)消火器リサイクル推進センターのホームページでもお調べいただけます。

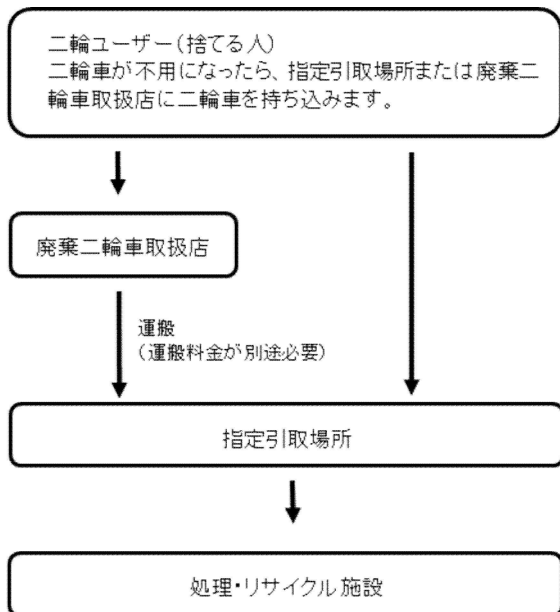
<https://www.ferpc.jp/>

※ゆうパック依頼先（エコサイクルセンター）

TEL 0120-82-2306

インターネット申込 <https://www.ferecycle.jp/>

二輪車リサイクルシステムの流れ



※川口市近郊の指定引取場所（令和6年4月1日現在）

・SBS即配サポート株式会社 岩槻デポ

さいたま市岩槻区馬込 1529-1 TEL 048-748-5304

・東亜物流株式会社 板橋営業所

東京都板橋区舟渡 1-17-2 TEL 03-5914-6440

指定引取場所及び廃棄二輪車取扱店は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターでもお調べいただけます。

<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

二輪車リサイクルコールセンター TEL 050-3000-0727

フロンガス製品の廃棄

- ・メーカーや販売店に下取りや回収サービスがあるか確認する。
- ・リネットジャパンに連絡し、収集・処理を依頼する。（段ボールに入れた状態で3辺合計が140センチメートル、重さ20キログラム以内、有料）
- ・埼玉県冷凍空調工業会（TEL 048-883-7075）に連絡し、収集・処理を依頼する。（有料）
- ・川口市は埼玉県冷凍空調工業会（TEL 048-883-7075）より紹介を受けた業者でフロンガスの除去を行った証明書のある製品のみ受け取ります。

資源物の分別回収

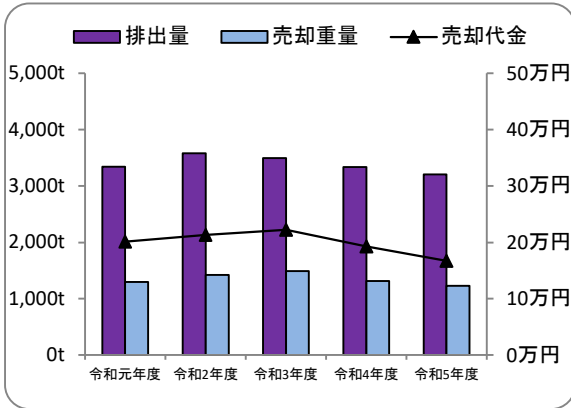
川口市は、昭和55年からびん、かんの収集を、平成3年からは紙パックの拠点回収、平成5年1月からは金属類、平成6年からは繊維類の収集をそれぞれ実施し、再生資源業者に売却しています。

また、平成14年12月からは紙類として新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、紙製容器包装を品目ごとに収集し、それぞれ再生資源業者に売却しています。

※表中における前年度比は、排出量における対比です。

※集団資源回収量は含みません。

◆びんの排出量と売却重量、売却代金の推移

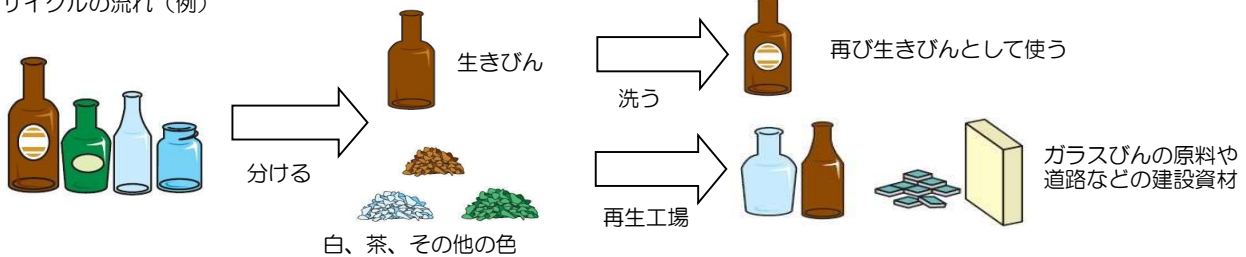


年度	排出量	売却重量	売却代金	前年度比
令和元年度	3,342.23 t	1,296.40 t	201,270円	96.7%
令和2年度	3,582.53 t	1,418.54 t	213,226円	107.2%
令和3年度	3,493.91 t	1,493.19 t	222,340円	97.5%
令和4年度	3,338.33 t	1,313.11 t	192,875円	95.5%
令和5年度	3,202.16 t	1,231.07 t	167,299円	95.9%

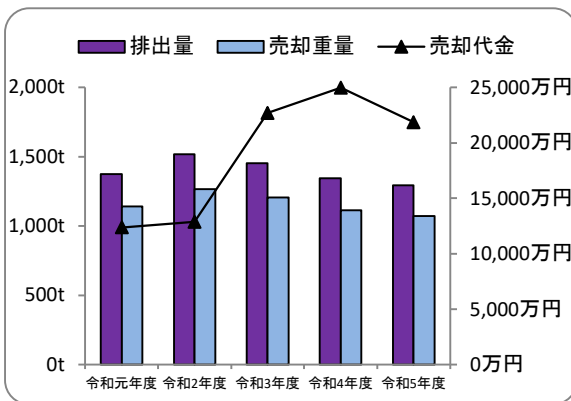
びんは、生きびん、白カレット、茶色カレット、その他色カレットに選別し、生きびん、白カレット、一部の茶色カレットは再生資源業者に売却、茶色カレット、その他色カレットは（公財）日本容器包装リサイクル協会等へ引き渡し、再商品化しています。

※1（公財）日本容器包装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金

リサイクルの流れ（例）



◆飲料かんの排出量と売却重量、売却代金の推移



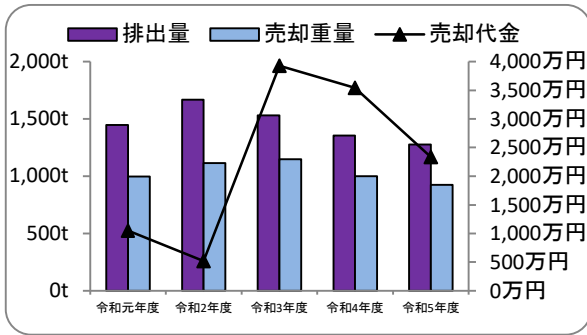
年度	排出量	売却重量	売却代金	前年度比
令和元年度	1,375.79 t	1,140.94 t	123,714,884円	101.2%
令和2年度	1,518.04 t	1,267.15 t	128,889,879円	110.3%
令和3年度	1,453.02 t	1,206.09 t	227,053,968円	95.7%
令和4年度	1,343.79 t	1,113.58 t	249,912,039円	92.5%
令和5年度	1,294.85 t	1,072.56 t	218,581,014円	96.4%

飲料かんは、スチールとアルミに選別し、それぞれ圧縮処理を行った後、再生資源業者に売却しています。

リサイクルの流れ（例）



◆ 金属類の排出量と売却重量、売却代金の推移

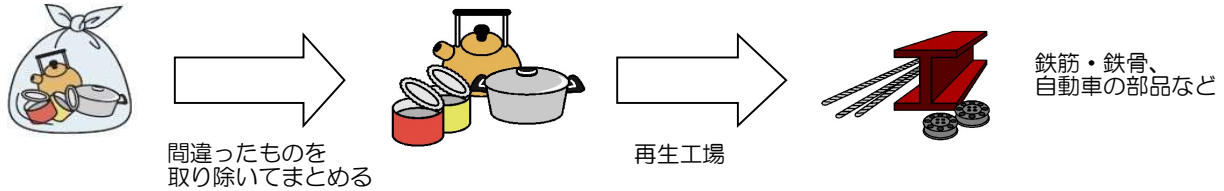


年度	排出量	売却重量	売却代金	前年度比
令和元年度	1,445.59 t	998.32 t	10,512,518円	102.7%
令和2年度	1,667.09 t	1,114.88 t	5,197,739円	115.3%
令和3年度	1,531.09 t	1,146.52 t	39,285,625円	91.8%
令和4年度	1,353.44 t	1,000.45 t	35,398,066円	88.4%
令和5年度	1,277.33 t	924.99 t	23,355,043円	94.4%

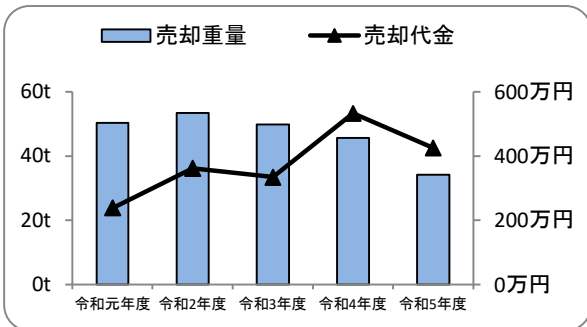
金属類は、直接売却が可能なものはそのまま売却し、破碎処理が必要なものは、処理を行った後、回収可能な金属を再生資源業者に売却しています。

※令和5年度実績には、小型家電から取り除いて売却した二次電池【(売却重量) 3.91t (売却代金) 35,200円】を含まない。

【リサイクルの流れ(例)】



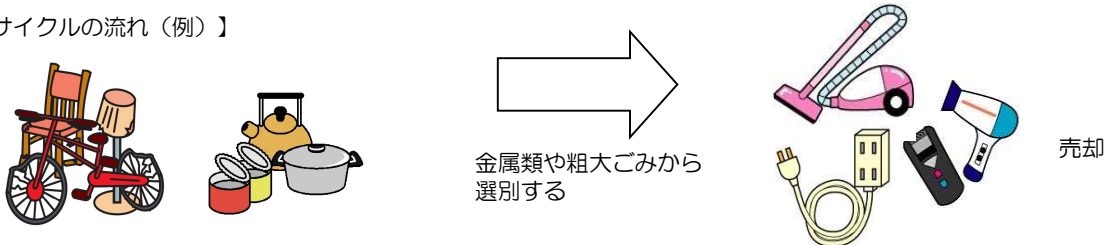
◆ 小型家電の売却重量および売却代金の推移



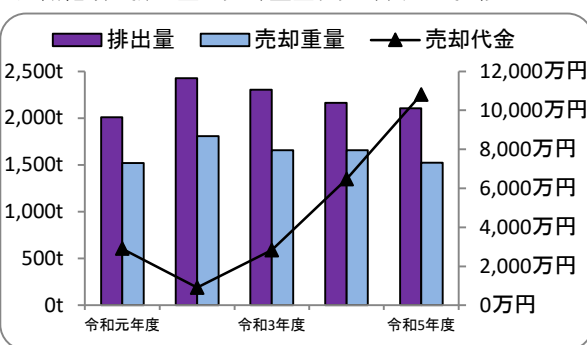
年度	売却重量	売却代金
令和元年度	50.32 t	2,386,892円
令和2年度	53.40 t	3,624,830円
令和3年度	49.89 t	3,345,705円
令和4年度	45.65 t	5,336,540円
令和5年度	34.16 t	4,257,220円

小型家電は、資源物として排出された金属類や粗大ごみの一部から選別し、売却しています。

【リサイクルの流れ(例)】



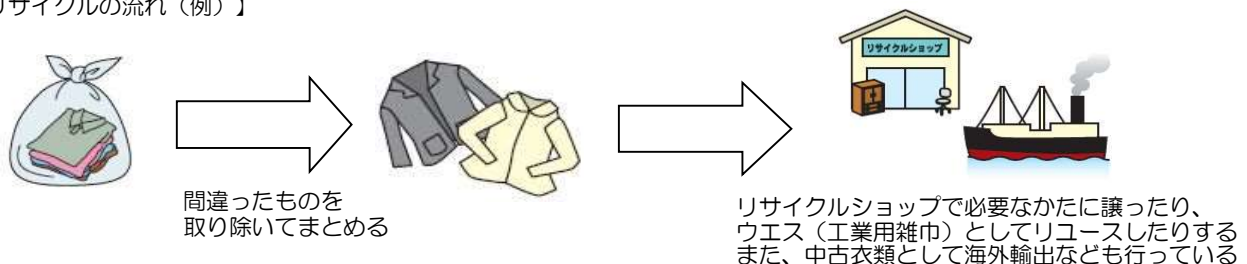
◆ 繊維類の排出量と売却重量、売却代金の推移



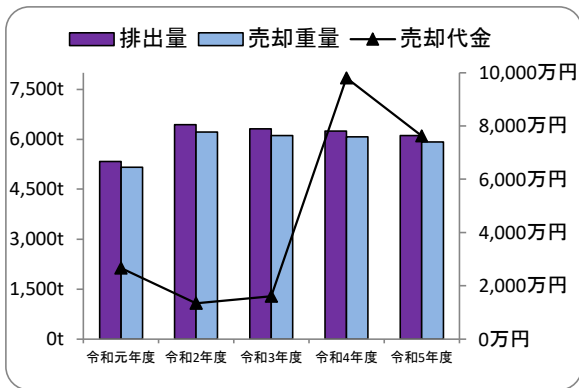
年度	排出量	売却重量	売却代金	前年度比
令和元年度	2,008.80 t	1,520.28 t	29,027,141円	108.5%
令和2年度	2,427.23 t	1,807.44 t	9,092,581円	120.8%
令和3年度	2,305.79 t	1,657.73 t	28,273,086円	95.0%
令和4年度	2,166.17 t	1,658.46 t	64,677,171円	93.9%
令和5年度	2,105.71 t	1,523.65 t	108,149,978円	97.2%

繊維類は、資源化が可能なものを選別し、再生資源業者に売却しています。

【リサイクルの流れ(例)】



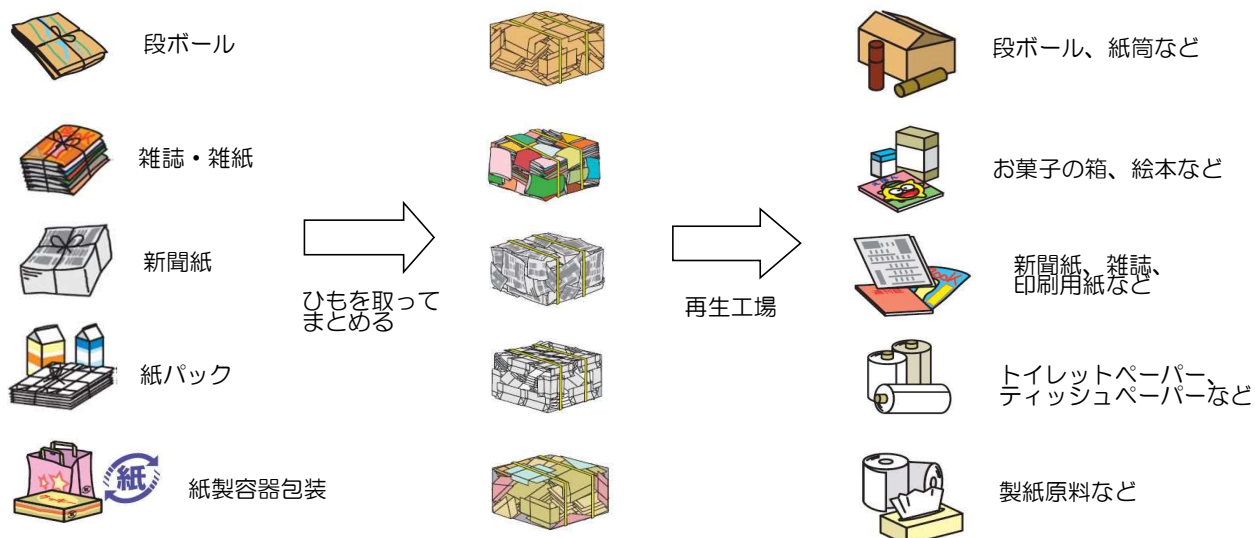
◆ 紙類の排出量と売却重量、売却代金の推移



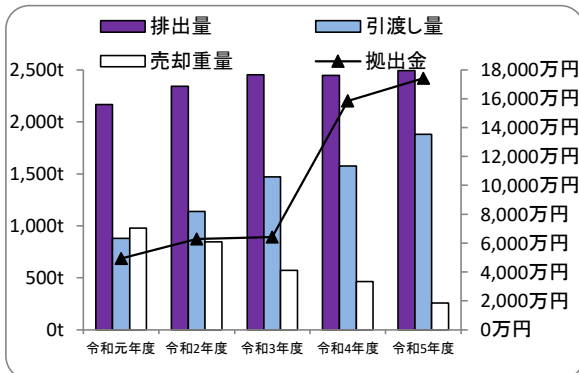
年度	排出量	売却重量	売却代金	前年度比
令和元年度	5,328.69 t	5,159.02 t	26,575,349円	106.0%
令和2年度	6,436.18 t	6,212.87 t	13,398,252円	120.8%
令和3年度	6,310.27 t	6,115.15 t	15,965,832円	98.0%
令和4年度	6,252.31 t	6,075.37 t	97,984,846円	99.1%
令和5年度	6,117.77 t	5,923.32 t	76,204,785円	97.8%

紙類は、品目ごとに直接、または圧縮処理を行った後、資源業者に売却しています。また、紙製容器包装の一部は平成28年度まで（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化していました。

【リサイクルの流れ（例）】



◆ ペットボトルの排出量と引渡し量、抛出金の推移

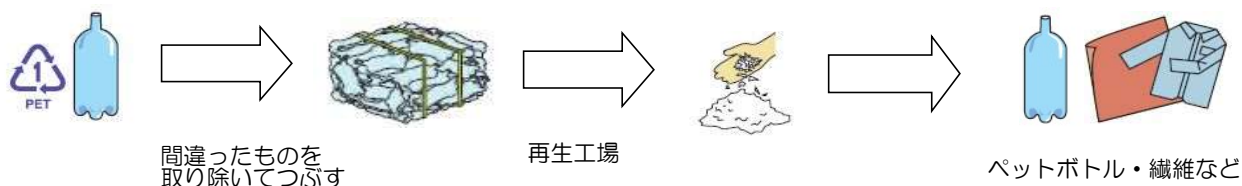


年度	排出量	引渡し量	抛出金	前年度比
令和元年度	2,167 t	880.93 t (※2) 978.31 t	49,320,076円 (※2) 59,016,213円	101.6%
令和2年度	2,343.24 t	1,136.84 t (※2) 845.15 t	62,819,401円 (※2) 32,964,899円	108.2%
令和3年度	2,453.43 t	1,468.43 t (※2) 571.90 t	64,180,427円 (※2) 32,096,361円	104.7%
令和4年度	2,446.89 t	1,574.94 t (※2) 466.00 t	158,516,314円 (※2) 55,775,808円	99.7%
令和5年度	2,493.70 t	1,880.10 t (※2) 258.09 t	174,054,087円 (※2) 22,744,638円	101.9%

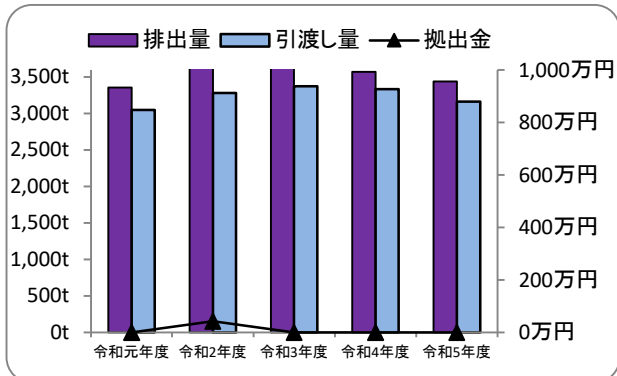
ペットボトルは圧縮処理を行った後、平成19年度より全量を（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化していましたが、平成27年度からは一部、資源業者へも売却しています。

※2 売却重量及び売却代金

【リサイクルの流れ（例）】



◆ プラスチック製容器包装の排出量と引渡し量、抛出金の推移



年度	排出量	引渡し量	抛出金	前年度比
令和元年度	3,354.84 t	3,050.96 t	0円	99.9%
令和2年度	3,668.41 t	3,279.79 t	427,508円	109.3%
令和3年度	3,654.57 t	3,374.01 t	0円	99.6%
令和4年度	3,573.19 t	3,336.37 t	0円	97.8%
令和5年度	3,440.37 t	3,164.72 t	0円	96.3%

プラスチック製容器包装は平成14年12月から分別収集を始めた。

収集したプラスチック製容器包装は、圧縮処理を行った後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化しています。

なお、令和2年度は(公財)日本容器包装リサイクル協会より抛出金をいただきました。

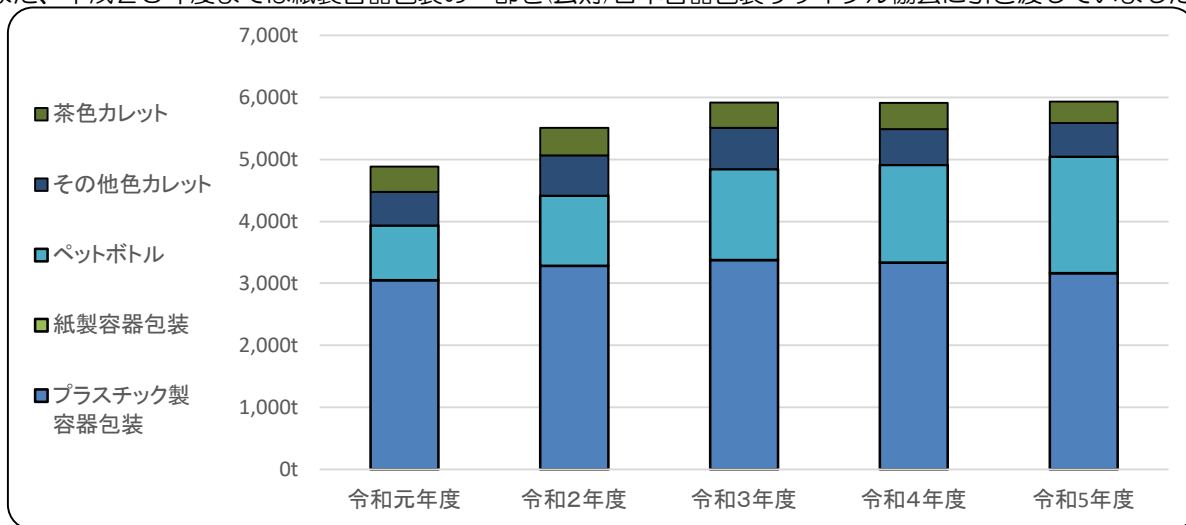
【リサイクルの流れ(例)】



容器包装リサイクル法に基づいた再商品化

本市においては、茶色カレットの一部、その他色カレットとペットボトルの一部、プラスチック製容器包装を資源化中間処理などを実施し、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、適正な再商品化を促進しています。

また、平成28年度までは紙製容器包装の一部を(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡していました。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
茶色カレット	403.61t	442.37t	409.64t	422.68t	340.65t
その他色カレット	548.63t	650.16t	664.83t	579.27t	544.46t
ペットボトル	880.93t	1,136.84t	1,468.43t	1,574.94t	1,880.10t
紙製容器包装	—	—	—	—	—
プラスチック製容器包装	3,050.96t	3,279.79t	3,374.01t	3,336.37t	3,164.72t
計	4,884.13t	5,509.16t	5,916.91t	5,913.26t	5,929.93t